

愛知県リサイクル資材採取検査実施基準

（目的）

第1条 本検査基準は、愛知県リサイクル資材評価制度実施要領（以下、「実施要領」という。）第24条に定める立入調査の内、あいくる材の品質・性能及び環境に対する安全性を確認する採取検査について、検査体制を確立し、認定後の品質確保の強化を図ることを目的に定めるものである。

（適用範囲）

第2条 本検査基準は、あいくる材として認定を受けている資材（以下、「認定資材」という。）の採取検査に適用する。

（検査頻度）

第3条 採取検査は、原則として認定の有効期間内（3年間）に1回以上行う。

（検査全体の流れ）

第4条 採取検査は、別図1の手順により行い、検査の年間工程については、原則として別表1によるものとする。

（採取検査の業務を行う者）

第5条 採取検査の業務は建設局土木部建設企画課（以下、「検査事務局」という。）で行う。

（検査対象及び試験項目）

第6条 採取検査の検査対象及び試験項目は、品質・性能試験については別表2に、環境に対する安全性試験については別表3によるものとする。

2 検査事務局は、前項に示す検査対象及び試験項目以外においても、必要と認められたものを検査対象及び試験項目に加え、実施することができるものとする。

（検査計画）

第7条 検査事務局は、検査に先立ち、前条により検査対象及び試験項目等を定めた当該年度の採取検査計画を作成し、愛知県リサイクル資材評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の了承を得るものとする。

（検査実施の通知）

第8条 知事は、採取検査の実施にあたり、受検する認定を受けた者（以下、「受検者」という。）に、検査実施日の1週間前までに、前条で了承を得た検査対象及び試験項目等を「採取検査実施通知書」（様式第1）により通知する。

（試料の準備ができない場合の対応）

第9条 受検者は、前条の検査の通知を受理した際、製品の生産工程等やむを得ない事情により、検査当日に試料が準備できないときは、受理後速やかにその旨を申し出るとともに、生産予定日を提出し、検査日を調整しなければならない。

（工場での試料採取手順）

第10条 採取検査において、工場での試料採取手順は、次の各号による。

一 検査事務局は、工場に立入り、受検者の立会のもと、試料採取を行う。試料採取の方法は別表4によるものとする。ただし、採取に危険性が伴う場合、検査事務局の立会いのもと、受検者が試料採取できるものとする。

なお、再生路盤材については、別表4により封印を行う。

二 前号の受検者の立会は、実施要領第8条第二号に準じ、原則として品質管理責任者が行うものとする。

三 検査事務局は、第一号により採取した試料を、委託試験所に持ち込む。

ただし、再生路盤材については、一号で封印された試料を受検者が委託試験所に持ち込むものとする。

四 委託試験所は、前号により持ち込まれた試料について試験を実施し、その結果を速やかに検査事務局へ提出するものとする。

（供試体の持ち込み手順）

第11条 供試体を作製して行う採取検査において、供試体を委託試験所へ持ち込む手順は、次の各号による。

一 受検者は、検査事務局の立会いのもと、供試体を作製する。供試体の作製方法は別表4による。

二 前号の供試体作製の際、実施要領第8条第二号に準じ、原則として品質管理責任者が立会するものとする。

三 検査事務局は、第一号により作製される供試体に封印を行う。封印の方法は別表4による。

四 受検者は、前号で封印された供試体を委託試験所に持ち込む。なお、養生が必要なものは、所定の養生を行った後に持ち込むものとする。

（検査結果の確認及び通知）

第12条 検査事務局は、第10条第四号により得られた試験結果をもとに、愛知県リサイクル資材評価基準（以下、「評価基準」という。）に対する適合性を確認する。試験結果の確認方法は別表4によるものとする。

2 知事は、前項で確認した採取検査の結果を、受検者に次の各号により通知する。

一 検査結果が、評価基準に適合する場合、「採取検査結果通知書」（様式第2-1）により通知する。

二 検査結果が、評価基準に適合しない場合、「採取検査結果通知書」（様式第2-2）により通知する。

(検査結果不適合時の受検者の対応)

第13条 受検者は、前条第2項第二号による通知を受理したときは、次の各号に定める対応をしなければならない。

- 一 受検者は、適合しない結果となった原因の調査及び品質確保のための改善策の検討を行い、「抜取り検査による改善報告書」(様式第3)(以下、「改善報告書」という。)により、通知に記載の期限までに知事へ報告しなければならない。
- 二 受検者は、改善報告書について、第14条に定める審査結果に基づき、必要に応じて修正を行わなければならない。
- 三 受検者は、改善報告書に基づく改善策を実施し、第15条に定める通知により再検査を受けなければならない。
- 四 受検者は、第17条第2項により、認定資材の評価基準への適合性が確認されるまでの間、検査対象の認定資材をあいくる材として出荷しないこととする。

(改善報告書の審査)

第14条 検査事務局は、受検者より改善報告書を受理したときは、内容を確認し審査を行う。なお、内容に高度な専門的知識が必要となる場合は評価委員会委員に意見を求めることができる。

(再検査実施の通知)

第15条 知事は、前条の改善報告書の審査において了承したときは、再検査の実施について、「抜取り再検査実施通知書」(様式第4)により受検者へ通知する。

(再検査内容及び手順)

第16条 再検査の試験及び手順は、次の各号による。

- 一 再検査で行う試験は、原則、第6条に定める検査のうち、評価基準に適合しなかった試験項目とするが、前条の通知で指示ある場合はこの限りではない。
- 二 再検査における試料採取の手順は、第10条第一号から第二号もしくは第11条第一号から第三号の定めによる。試料採取の方法、供試体の作製方法及び試料の封印方法は別表5による。
- 三 受検者は、前号により得られた試料を、愛知県リサイクル資材評価制度実施要領運用基準の別表1に定める指定試験所へ持ち込み、第一号に定める試験を委託する。
- 四 再検査の試験に要する費用は、受検者の負担とする。
- 五 受検者は、再検査の結果を、「抜取り再検査結果報告書」(様式第5)により、指定試験所が発行する試験成績書もしくは計量証明書を添えて、前条の通知に記載の期限までに知事へ報告しなければならない。

(再検査結果による認定資材の評価)

第17条 検査事務局は、前条第五号に定める報告による再検査結果をもとに、認定資材の評価基準への適合性の審査を行う。試験結果の確認方法は別表5による。

2 検査事務局は、前号の結果を評価委員会へ報告するものとする。

(再検査実施認定資材の取扱い)

第18条 知事は、前条第1項の審議結果に基づき、評価基準に適合しなくなったとされた認定資材について、実施要領第20条第二号の定めにより、認定を取り消すものとする。

2 知事は、前条第1項の審議結果に基づき、引き続き評価基準に適合するとされた認定資材については、原則として次年度も抜取り検査の対象とし、確認検査を行うものとする。

(検査への協力)

第19条 受検者は、抜取り検査に際して、検査事務局の指示に従い、誠実に協力しなければならない。

2 知事は、次の各号の一に該当すると認めるときは、実施要領第20条第1項第六号を準用し認定を取り消すことができる。

一 受検者が前項の協力をしないとき。

二 受検者が試験結果のねつ造、事実と異なる報告等の不誠実な行為をしたとき。

(再生資源納入者の協力)

第20条 受検者は、第13条第1項の原因の調査及び改善策の検討にあたり、必要と認められるときは、再生資源納入者へ協力を求め、検査の円滑な遂行に努めるものとする。

附則

この検査基準は、平成26年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成27年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成28年4月1日から施行する。

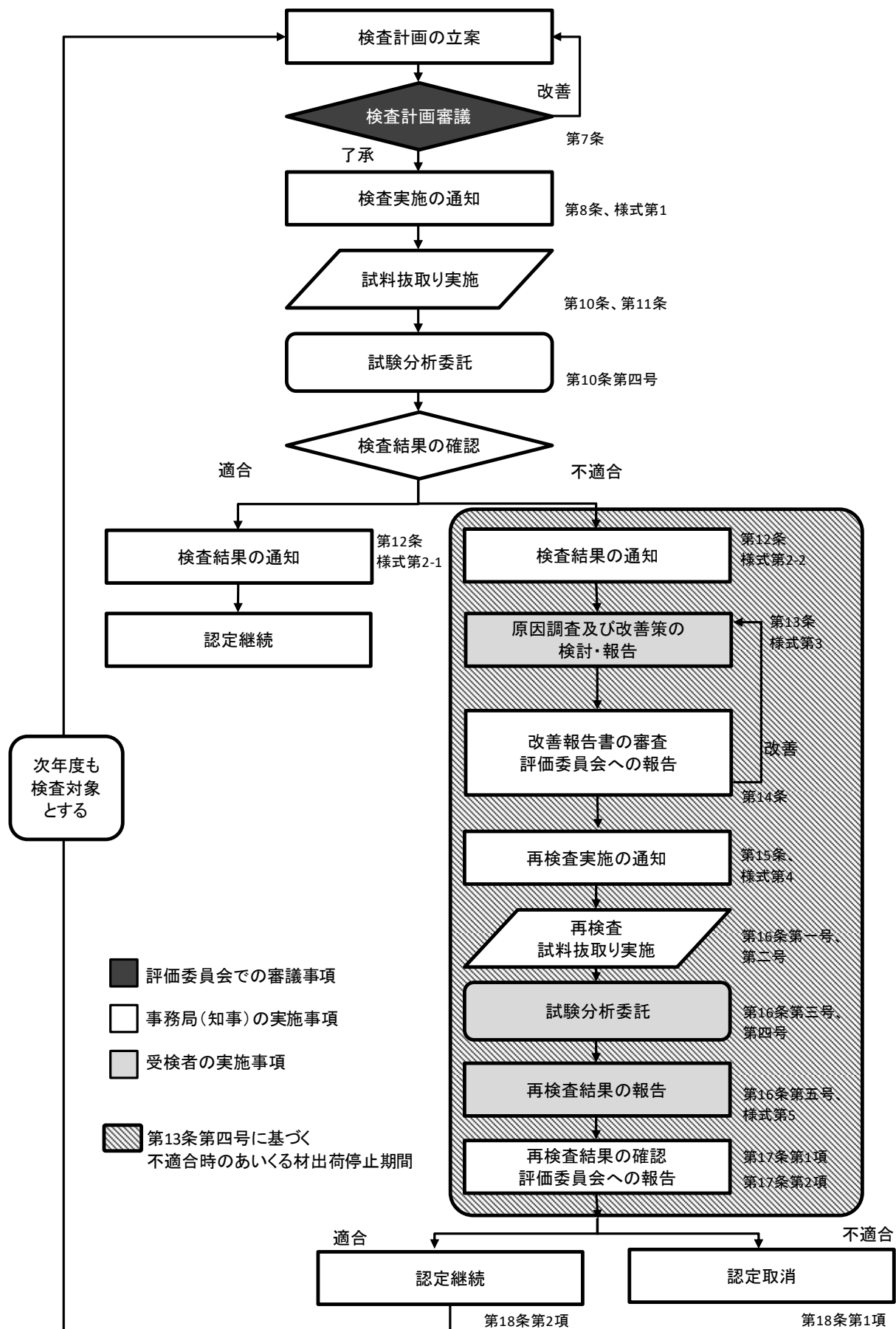
この検査基準は、平成29年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成30年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成31年4月1日から施行する。

この検査基準は、令和2年3月2日から施行する。

この検査基準は、令和6年3月15日から施行する。



別図1 抜き取り検査全体フロー

別表 1 年間検査工程

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
抜き取り検査	☆										
分析・結果判明	(試験機関との契約)										
原因分析											
改善報告・対策実施											
再検査・結果判明											
評価委員会						○				○ ●	

○:検査結果報告 ●:次年度検査計画審議

・工程は、基本的な流れを示したものであり、原因分析に時間を要するなど工程どおりにならないこともある。

別表 2 品質・性能試験

評価基準の区分	検査対象	試験項目	試験方法
1) 再生加熱アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度による認定を取得していない工場の製品(混合物)	アスファルト抽出試験 (粒度、アスファルト量)	舗装調査・試験法便覧 G028
		マーシャル安定度試験 (空隙率、飽和度、安定度、フロー値)	舗装調査・試験法便覧 B001
2) 再生路盤材	認定資材の内、再生粒度調整碎石及び再生クラッシュラン	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 A003
		液性・塑性限界試験	舗装調査・試験法便覧 F005
		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001
		すりへり試験	JISA1121
		不純物量試験	JISA5021附属書B準拠
4) ブレキャストコンクリート製品	認定資材の製造工場毎に、指定配合の圧縮強度試験用供試体	圧縮強度試験	JISA1108
5) 舗装用ブロック	製品	曲げ試験	JISA5371もしくはJASS7M-101
13) 建設汚泥改良土	認定資材の内、第二種処理土	締め固めた土のコン指数試験	JISA1228準拠
23) 再生路床材	製品	設計CBR試験	JISA1211準拠
24) レジンコンクリート製品	認定資材の製造工場毎に、指定配合の圧縮強度試験用供試体	圧縮強度試験	JISA1181
27) 溶融処理石	認定資材の内、再生粒度調整碎石及び再生クラッシュラン	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 A003
		液性・塑性限界試験	舗装調査・試験法便覧 F005
		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001
		すりへり試験	JISA1121
		不純物量試験	JISA5021附属書B準拠
29) 破碎瓦材	製品	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 A003
		三軸圧縮試験	JGS0524準拠
30) 暗渠疎水材	製品	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 A003
		不純物量試験	JISA5021附属書B準拠

別表3 環境に対する安全性試験

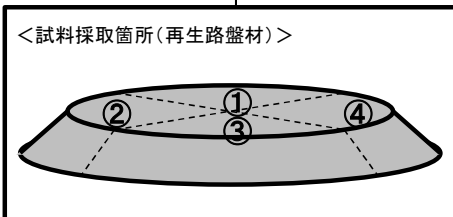
評価基準の区分	検査対象	再生資源等 (検査の対象とする物質)	試験項目	前処理方法	検液の分析方法
1)再生加熱アスファルト混合物	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
2)再生路盤材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材及びコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
3)再生コンクリート	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
4)プレキャストコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
5)舗装用ブロック	原則として再生資源 (焼成品は製品)	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
6)建築用仕上材	原則として再生資源	再生ペット樹脂及び貝殻等天然由来の原料は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
7)型枠材	原則として再生資源	使用済みプラスチック及び未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
8)再生材利用タイル	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
9)再生硬質塩化ビニル管	原則として再生資源	再生硬質塩化ビニルは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
10)木質ボード	原則として再生資源	未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
11)再生セラミック管	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
12)再・未利用木材利用資材	原則として再生資源	未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
13)建設汚泥改良土	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
			pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
14)堆肥・植栽基盤材	原則として製品	刈草、未利用木材(剪定木、間伐材を含む)及び樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
15)下水汚泥利用肥料	原則として製品		含有量試験 (普通肥料の公的基準)	肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所法)	肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所法)
16)ふすま紙	原則として再生資源	再生パルプは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
17)再生材利用土布シート	原則として再生資源	再生合繊維毛及び再生PET樹脂は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
18)土木建築用ゴム資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
19)再生特殊舗装材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
20)土壌改良材	原則として再生資源	杉・檜などの天然由来樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
	原則として製品	常時または降雨時に水にさらされる可能性のない場所に使用される場合は対象外	pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
21)土木建築用プラスチック資材	原則として再生資源	再生PET樹脂及び未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
22)断面修復材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
23)再生路床材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材及びコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	平3環第46号	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号	平15環第19号別表
	原則として再生資源	コンクリート再生砂を対象	溶出試験(六価クロム)	平3環第46号	平15環第18号別表
			pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
24)レジンコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
25)再生材利用路面標示用資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
26)再生ガラス発泡材	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号
27)溶融処理石	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有資による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
28)建設汚泥流動化処理土	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
29)破砕瓦材	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
30)暗渠疎水材	原則として再生資源	鹿 瓦	溶出量試験	平3環第46号	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号	平15環第19号別表
			pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17

平3環第46号:平成3年環境庁告示第46号

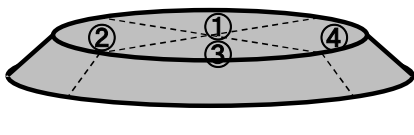
平15環第18号:平成15年環境省告示第18号

平15環第19号:平成15年環境省告示第19号

別表4 検査の試料採取方法、供試体作製方法、試料の封印方法及び試験結果の確認方法

試験項目	試料採取方法・供試体作製方法	試料の採取量・作製量	試料の封印方法	試験結果の確認方法														
1) 再生加熱アスファルト混合物																		
アスファルト抽出試験 (粒度、アスファルト量)	舗装調査・試験法便覧 G026により試料採取する。	1試料を1kgとし、3試料とする。	不要	3試料の平均値で適合性を確認する。														
マーシャル安定度試験 (空隙率、飽和度、安定度、フロー値)	舗装調査・試験法便覧 B001の供試体作製方法により作製する。	3試料とする。	不要	3試料の平均値で適合性を確認する。														
2) 再生路盤材																		
ふるい分け試験 液性・塑性限界試験 修正CBR試験 すり減り試験 不純物量試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、出荷ベースによく混合した試料の小山を作成する。小山は1m3程度の量とし、表面を平らにし楕円錐状とする。 ②採取方法 ①の小山を4分割し、それぞれの区画から代表的な箇所を土のう袋1体分を単位とし一気に採取する。	・全試験実施の場合は、1試料あたり土のう袋8体分120kg～160kgを目安とする。 ・ふるい分け試験と不純物量試験のみの場合は、1試料あたり土のう袋4体分60kg～80kgを目安とする。 スラグ等比重の大きい試料については、目安の重量よりも多めに採取する。	職員の指示による。 <試料採取箇所(再生路盤材)> 	採取した試料を各試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。														
4) プレキャストコンクリート製品																		
圧縮強度試験	JIS A 1132の4により供試体を作製する。ただし、上面仕上げはアンボンドキャッピング以外のものとする。	3試料とする。	必要事項を記載した検印証を、供試体作製時に上面から約2～3cm下の側面に打込む。 <検印証> <table border="1"><tr><td>検査機関</td><td>監督員</td></tr><tr><td>都道府県</td><td></td></tr><tr><td>工場名</td><td></td></tr><tr><td>製品名</td><td></td></tr><tr><td>規格</td><td></td></tr><tr><td>採取日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">愛知県建設部検印証</td></tr></table>	検査機関	監督員	都道府県		工場名		製品名		規格		採取日	年 月 日	愛知県建設部検印証		3試料の平均値で適合性を確認する。
検査機関	監督員																	
都道府県																		
工場名																		
製品名																		
規格																		
採取日	年 月 日																	
愛知県建設部検印証																		
5) 舗装用ブロック																		
曲げ試験	製品の中から任意に試料採取する。	3試料とする。	不要	3試料の結果、それぞれで適合性を確認する。														
13) 建設汚泥改良土																		
締め固めた土のコーン指数試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、風雨等による均質性への影響を考慮し、山の斜面中間付近を5箇所選定する。試料全体からできるだけ均等に採取できるように選定する。 ②採取方法 風雨等の影響を考慮し、表面から30cm程度は避け、必要採取量に対して5箇所からの採取量が概ね均等になるように採取する。	1試料20kgを目安とする。	不要	1試料の結果で適合性を確認する。 <試料採取箇所(建設汚泥改良土)> 														
23) 再生路床材																		
設計CBR試験	13)建設汚泥改良土に同じ。	1試料30kgを目安とする。	不要	1試料の結果で適合性を確認する。														
24) レジコンクリート製品																		
圧縮強度試験	JIS A 1181の7により供試体を作製する。	3試料とする。	4)プレキャストコンクリート製品に同じ。	3試料の平均値で適合性を確認する。														
全区分(環境に対する安全性試験)																		
溶出量試験 含有量試験 pH COD	・粒状の試料については、13)建設汚泥改良土に同じ。 ・製品が試料となるものについては、5)舗装用ブロックに同じ。	1試料1kgを目安とする。	不要	1試料の結果で適合性を確認する。														

別表5 再検査の試料採取方法、供試体作製方法、試料の封印方法及び試験結果の確認方法

試験項目	試料採取方法・供試体作製方法	試料の採取量・作製量	試料の封印方法	試験結果の確認方法
1) 再生加熱アスファルト混合物				
アスファルト抽出試験 (粒度、アスファルト量)	舗装調査・試験法便覧 G026により試料採取する。	1試料を1kgとし、3試料とする。	段ボール箱等に試料を詰め、取り出し口に必要事項を記載した検印証を貼り付ける。	3試料の平均値で適合性を確認する。
マーシャル安定度試験 (空隙率、飽和度、安定度、フロー値)	舗装調査・試験法便覧 B001の供試体作製方法により作製する。	3試料とする。	<検印証> 	3試料の平均値で適合性を確認する。
2) 再生路盤材				
ふるい分け試験 液性・塑性限界試験 修正CBR試験 すり減り試験 不純物量試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、出荷ベースによく混合した試料の小山を作成する。小山は1m3程度の量とし、表面を平らにし楕円錐状とする。 ②採取方法 ①の小山を4分割し、それぞれの区画から代表的な箇所を土のう袋1体分を単位とし一気に取り出す。	・修正CBR試験以外 1試料あたり土のう袋4体分60kg～80kgを目安とする。 ・修正CBR試験 1試料あたり土のう袋8体分120kg～160kgを目安とする。 スラグ等比重の大きい試料については、上記よりも多めに採取する。	土嚢袋に試料を詰めた後、取り出し口に必要事項を記載した検印証を貼り付ける。 <試料採取箇所(再生路盤材)> 	採取した試料を各試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。
4) プレキャストコンクリート製品				
圧縮強度試験	JIS A 1132の4により供試体を作製する。ただし、上面仕上げはアンボンドキャッピング以外のものとする。	3試料とする。	必要事項を記載した検印証を、供試体作製時に上面から約2～3cm下の側面に打込む。	3試料の平均値で適合性を確認する。
5) 舗装用ブロック				
曲げ試験	製品の中から任意に試料採取する。	6試料とする。	1)再生加熱アスファルト混合物に同じ。	6試料の結果、それぞれで適合性を確認する。
13) 建設汚泥改良土				
締め固めた土のコーン指数試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、風雨等による均質性への影響を考慮し、山の斜面中間付近を5箇所選定する。試料全体からできるだけ均等に採取できるように選定する。 ②採取方法 風雨等の影響を考慮し、表面から30cm程度は避け、必要採取量に対して5箇所からの採取量が概ね均等になるように採取する。	1試料20kgを目安とし、4試料採取する。	2)再生路盤材に同じ。	採取した試料を試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。
<試料採取箇所(建設汚泥改良土)> 				
23) 再生路床材				
設計CBR試験	13)建設汚泥改良土に同じ。	1試料30kgを目安とし、4試料採取する。	2)再生路盤材に同じ。	採取した試料を試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。
24) レジンコンクリート製品				
圧縮強度試験	JIS A 1181の7により供試体を作製する。	3試料とする。	4)プレキャストコンクリート製品に同じ。	3試料の平均値で適合性を確認する。
全区分(環境に対する安全性試験)				
溶出量試験 含有量試験 pH COD	・粒状の試料については、13)建設汚泥改良土に同じ。 ・製品が試料となるものについては、5)舗装用ブロックに同じ。	1試料1kgを目安とし、5試料採取する。	・粒状の試料については、2)再生路盤材に同じ。 ・製品が試料となるものについては、1)再生加熱アスファルト混合物に同じ。	採取した試料を試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。